

八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画 令和6～8年度(2024～2026年度) 概要版

本冊と連動したデザイン

今期の計画では、“団塊の世代”が75歳以上を迎える令和7年(2025年)が目前に迫るなか、持続可能な地域の姿を描くべく、3年間の高齢者施策の方針を示しています。

計画の基本理念

誰もが**安心**と**希望**をもって歳を重ねられる、**未来**につながるまち

高齢化していく人や社会を誰もが明るく前向きに捉えていけるよう、市民や専門職、企業など様々な主体が協力しあうための「合言葉」として決めました。

1 基本理念を支える施策の柱 ※本冊P.●

柱①「安心」

出逢い、つながり、支えあう地域づくり

- 誰もが、認知症や要介護状態になっても、地域に支えられながら住み慣れた地域で自分らしく暮らしている。

柱②「希望」

やりたいこと、なりたい自分をあきらめない環境づくり

- 高齢者が一人ひとりに合った交流・活躍の場に参加し、社会と緩やかにつながりながら介護・フレイル予防につながる活動に取り組んでいる。
- リエイブルメントや要介護状態等の改善・重度化防止が効果的に行われている。

柱③「未来」

世代を超えて信頼できる制度づくり

- 必要なサービスを将来にわたって安定的に提供できる体制が整っている。
- 世代を超えて納得できる負担と給付の関係が保たれている。

2 施策をまたぐ重要テーマ ※本冊P.●～●

本計画では以下の8つの重点テーマを設定し、特に優先的に課題解決を目指します。

1 高齢者あんしん相談センターの機能強化・負担軽減及び関係者の連携強化

- 地域包括ケアの拠点として十分に力を発揮できる体制を整備します。
- 行政における組織横断的な体制づくりや医療関係者との意識共有に向けた検討をすすめていきます。

イラスト

2 必要とする人に支援が届く体制とつながりの強化

- 行政の発信力強化に加え、身近な場所で情報が手に入る環境づくりや、地域の「見守り力」強化など、総合的な取組をすすめていきます。
- 対象者の意識や行動の変化につながる効果的な発信方法を模索していきます。

イラスト

3 高齢者自身が主役の介護予防と活躍促進

- 誰もが地域の中で生きがいと役割を持てるように、自立支援の取組や健康習慣づくり、活躍の場づくりを推進します。

イラスト

4 総合的な介護人材対策

- 人材獲得と生産性向上を両輪にしつつ、介護予防や認定・給付の適正化を含めた総合的な取組をすすめます。

イラスト

5 「老い」に備える文化づくり

- 元気なうちから介護予防を意識することに加え、住まいや財産の管理、人生の最終段階のあり方などについて話し合う文化を醸成していきます。

イラスト

6 認知症の人とその家族の想いを中心に置いた、認知症と共に生きる社会づくり

- 認知症の人の本人発信や社会参加の機会を充実させます。
- 認知症に関する正しい理解を深めるとともに、家族にも寄り添った支援をすすめ、認知症と共に生きる社会の実現を目指します。

イラスト

7 データ活用やDX、産官連携による、持続可能で実効性のある事業展開

- 限られた人員・予算で多くの方の暮らしや健康を支えていくため、データやデジタル技術、民間の力を積極的に活用します。

イラスト

8 行政と現場が一体となった「介護DX」の推進

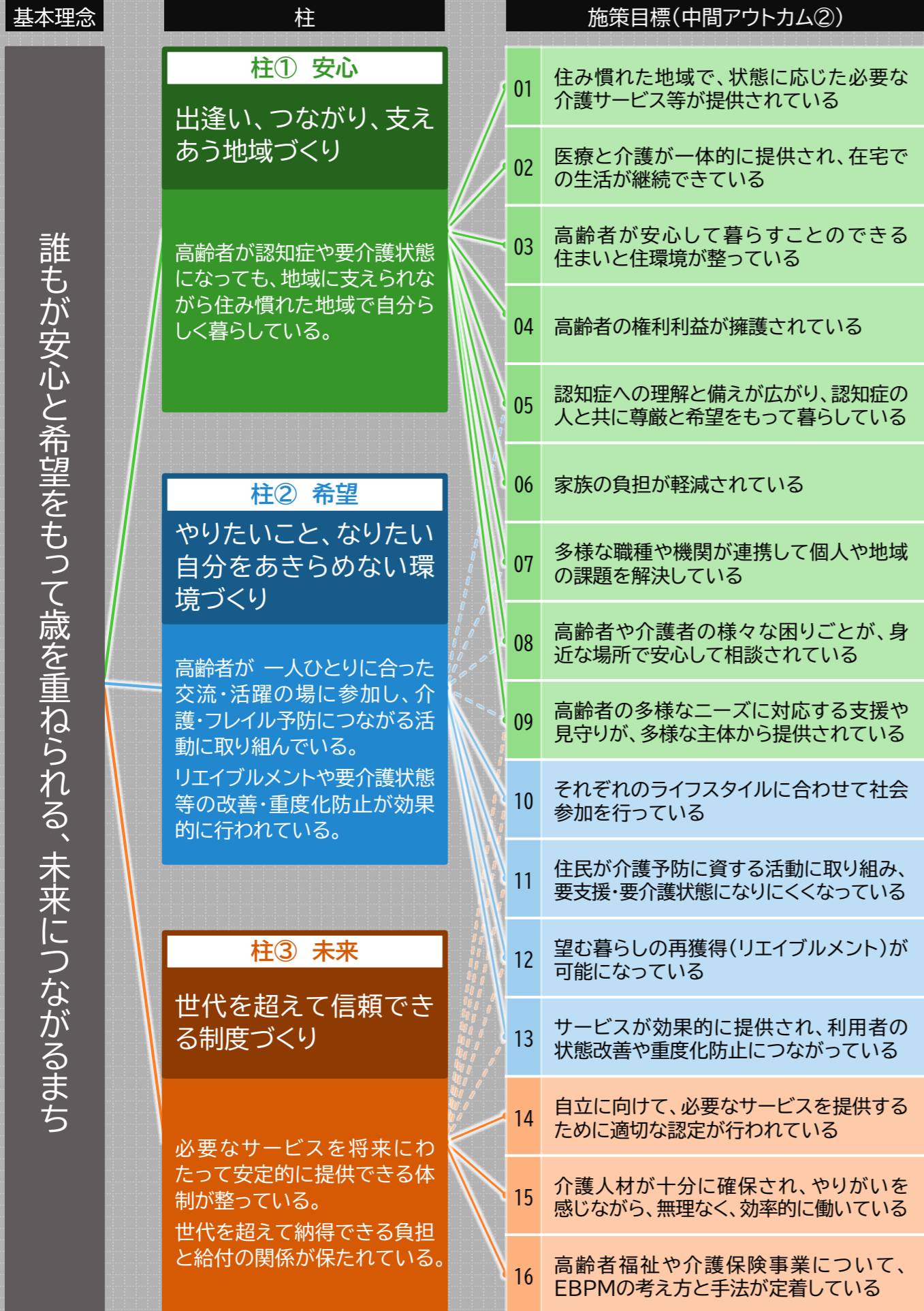
- 介護現場の業務や行政手続きのDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進するプロジェクトチームを設置します。
- 関係者の負担を減らしつつ、効果的な情報連携により一人ひとりに合った質の高いケアが行える環境を整備します。

イラスト

2. 本計画の全体構成(※本冊P.●~●)

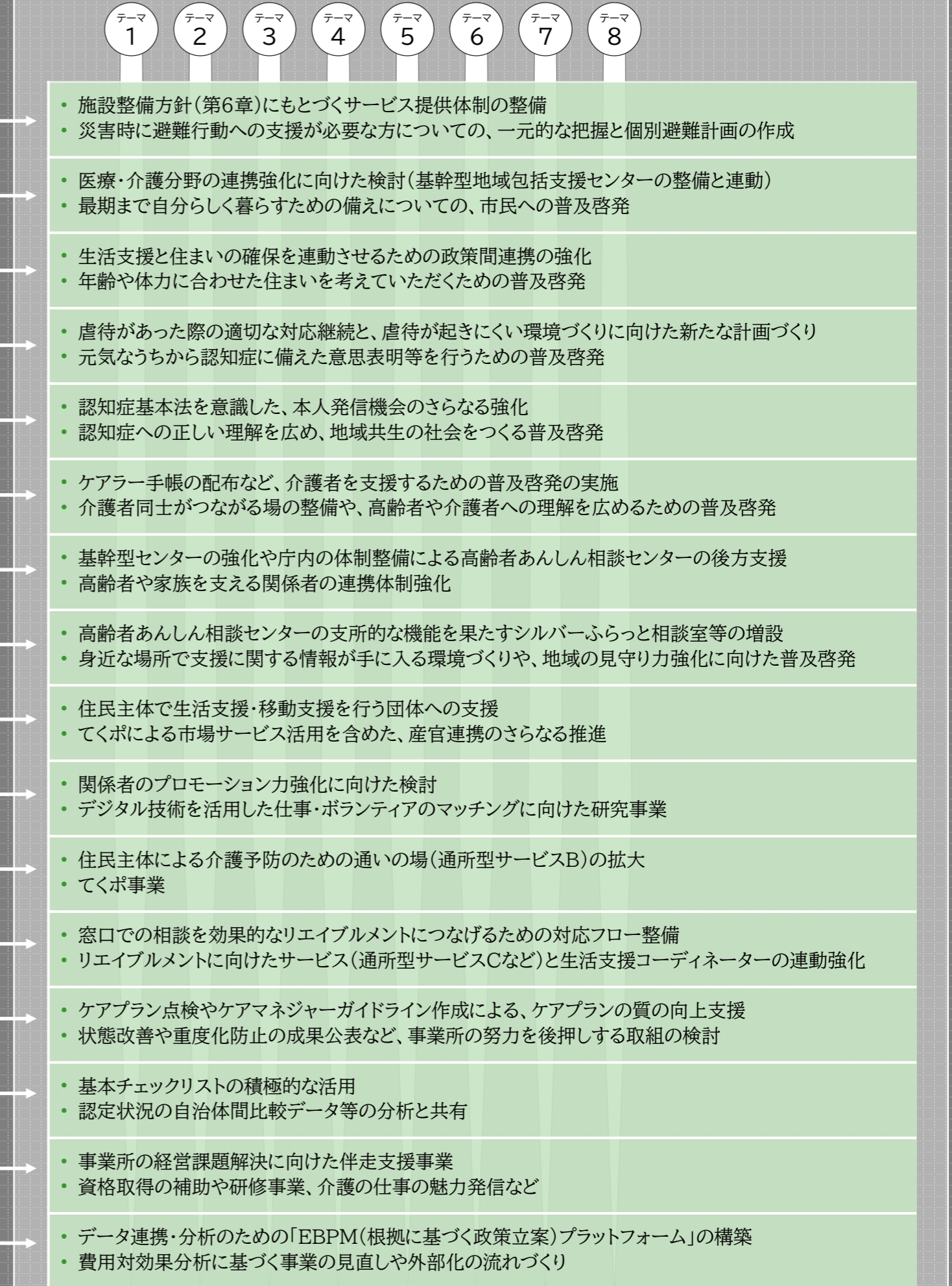
3つの柱と、その実現のための16の施策目標を「全体ロジックモデル(論理体系図)」で整理

全体ロジックモデル



各施策目標について、8つの重要テーマを意識しながら具体的な取組や達成目標を設定。施策目標ごとの論理体系も、「個別ロジックモデル」として見える化

各施策目標ごとの主な取組



1 介護保険料と介護保険制度

- 介護保険は、社会全体で高齢者の介護を支え合う制度です。住み慣れた地域で安心して暮らせるように、最も身近な自治体である市町村が保険者として運営しています。
- 40歳以上の方は被保険者（加入者）として介護保険料を納め、介護が必要と認定された際は、所得等に応じた負担割合（介護サービス費用の1割、2割又は3割）で介護サービスを利用することができます。
- 被保険者が介護サービスを利用した際の保険給付費は、半分か国や自治体の負担で賄われています。残りの半分は被保険者が納付する介護保険料で、65歳以上の方の介護保険料が保険給付費全体の23%、40歳から64歳の方の介護保険料が27%を担っています。



2 保険給付費の見込み

介護サービス利用者数の増加と介護報酬の増額改定に伴い、保険給付費は年々増加する傾向です。令和6年度は●●年度の●●億円から●●億円増加して●●億円(+●●.●%)になり、令和8年度には●年度から●億円増加(+●●.●%)して●●億円となる見込みです。



3 介護保険料

- 65歳以上の方は、65歳になった月（1日生まれの方は前月）の分から、健康保険料（税）とは別に、お住まいの区市町村へ介護保険料を納めます。
- 65歳以上の方の介護保険料は市町村が決定します。なお、40歳から64歳の方の介護保険料は、加入している健康保険の保険料と併せて健康保険の保険者（健康保険組合等）へ納めます。介護保険料の額は加入している健康保険の窓口へお問い合わせください
- この介護保険料は、「八王子市で必要な介護サービスにかかる総費用×65歳以上の負担額÷八王子市に住む65歳以上の方の人数」で、一人あたりの平均的な保険料額（＝基準額）を算出して決定します。



- 第9期介護保険計画期間である令和6年度から令和8年度の3年間の基準額は、●万●千円で期間中の変動はありません。
- この基準額をもとに、一人ひとりの前年の収入などに応じた●段階の所得段階を設けて、年間の介護保険料を定めています。所得段階ごとの介護保険料は、次頁のとおりです。

所得段階	対象になる方	保険料率	保険料年額 (月額)	
第1段階	本人が市民税非課税	0.285	20,300円 (1,692円)	
第2段階				生活保護受給者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額（※1） と合計所得金額（※2）の合算額が80万円以下の方
第3段階				市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額 の合算額が80万円超120万円以下の方
第4段階				世帯全員が市民税非課税で、上記以外の方
第5段階				本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、本人 の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方
第6段階	本人が市民税課税	1.00	71,400円 (5,950円)	
第7段階				本人が市民税非課税で、上記以外の方
第8段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方
第9段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未 満の方
第10段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未 満の方
第11段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未 満の方
第12段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未 満の方
第13段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未 満の方
第14段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未 満の方
第15段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上850万円未 満の方
第16段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が850万円以上1,000万円 未満の方
第17段階				本人が市民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万 円未満の方
第18段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万 円未満の方			
第19段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上の方			

※1 課税年金収入額

課税対象となる老齢（退職）年金のことで、遺族年金・障害年金は含まれません。

※2 合計所得金額

収入金額から、必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、不要控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、介護保険料の算出には下記を差し引いた金額となります。

- ・土地建物などの譲渡にかかる特別控除がある場合には、特別控除額
- ・本人が市民税非課税の場合には、年金収入に係る所得金額

※介護保険料の算定に際して、合計所得金額に給与所得や公的年金等にかかる雑所得が含まれている場合などは、その給与所得金額や雑所得などから10万円を控除した金額を合計所得金額とする場合があります。

4. 施設整備方針

※本冊P.●～●

限られた人的資源を有効活用するとともに、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送ることができるよう、在宅介護を支える小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備を、第8期計画に引き続き重点的にすすめていきます。

□ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

本計画期間中に3施設の新規整備を見込みます。

□ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

本計画期間中に4か所を目標に整備を促進していきます。

特に小規模多機能型居宅介護については、在宅介護を支えるための中心的なサービスと位置づけ、整備をすすめていきます。

5. 計画の推進体制

※本冊P.●～●

1 計画の推進体制 ※本冊P.●

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、行政のみならず民間団体や福祉、保健、医療、介護、防災など、各機関との連携が欠かせません。そのため、関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を行い、連携の強化、協力体制づくりをすすめていきます。

2 計画の評価と第10期計画に向けた検証 ※本冊P.●～●

本計画では、データ分析やこれまでの事業の検証を前提に、「何を」「何のために」やるのかをロジックモデル(論理体系図)で示すとともに、「どれだけやるのか」「どうなったら成功なのか」を定量化した指標を活用して進捗管理をすすめます。

【参考】ロジックモデルのイメージ

